

長久手市いじめ防止基本方針

平成27年6月

(最終改定 令和7年12月)

長久手市

目 次

はじめに 1
第1 いじめの防止等に関する基本的な方向 2
1 いじめの定義 2
2 いじめの防止等に関する基本的な考え方 2
(1) いじめの未然防止 3
(2) いじめの早期発見 3
(3) いじめへの対処 4
(4) 関係機関との連携 4
第2 いじめ防止等のために市が実施する施策 5
1 いじめの防止等のための組織の設置 5
(1) 長久手市いじめ問題対策連絡協議会 5
(2) 長久手市いじめ問題専門委員会 5
2 基本的施策 5
(1) 相談体制の整備 5
(2) 家庭、地域との連携 5
(3) 教職員の資質の向上 6
(4) インターネット上のいじめに対する対策の推進 6
(5) 広報、啓発活動 6
(6) 学校評価・教員評価の留意点 6
第3 いじめ防止等のために学校が実施する施策 6
1 学校いじめ防止基本方針の策定 6
2 いじめの防止等の対策のための組織 6
3 いじめの防止等の取組 7
第4 重大事態への対処 8
1 対処方針 8
2 教育委員会又は学校による調査 8
(1) 重大事態の定義 8
(2) 重大事態の報告 9
(3) 調査の目的 9
(4) 調査の主体、組織、方法等 9
(5) 調査結果の取扱い 10
3 市長による再調査及び措置 10
第5 その他いじめの防止等のための対策に関する事項 11

は じ め に

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は財産に重大な危険を生じさせる恐れがあるものです。

いじめは決して許されない行為であるとともに、どの子ども、どの学校にも起こりうるものである事を十分認識した上で、その防止と対策に取り組んでいく必要がります。

そこで、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」を踏まえ、いじめの防止のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、平成27年6月に「長久手市いじめ防止基本方針」（以下「長久手市基本方針」という。）を策定し、いじめ防止等の取組を進めてきました。

SNSの普及等により、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化し、いじめの事案も複雑化、多様化しています。全国的に重大事態の発生件数が増加傾向にあることから、文部科学省は令和6年8月に「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を改訂しました。本市においてもこのような経緯や社会情勢を踏まえ長久手市基本方針を改定します。

日頃から児童生徒の理解に努め、一人一人の小さなサインを見逃さず、市、学校、家庭、地域、その他の関係者が連携してすべての子どもの健全育成及びいじめを「しない」「させない」「見逃さない」安心できる社会の実現を目指します。

第1 いじめの防止等に関する基本的な方向

1 いじめの定義

法 第2条第1項

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- (1) 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校、学級や部活動等の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指します。
- (2) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味します。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

なお、インターネット上で悪口の書き込み等があり、児童生徒本人がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、関係した児童生徒に対する指導等については、適切な対応が必要となります。

- (3) いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要です。

2 いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるように行います。

いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、児童生徒が十分に理解できるように、関係機関との連携により、

対策を推進します。

(1) いじめの未然防止

ア 長久手市（以下「市」という。）は、学校がいじめ問題への適切な対応ができるよう、必要な措置を講じ、いじめから児童生徒を守り、いじめを生み出さない学校づくりを支援します。

イ 学校は、全ての児童生徒が教職員や友人との間に信頼関係を育むことを通して、いじめを生まない学校づくりに努めます。

ウ 学校は、体験活動等の充実を図り、児童生徒の人間関係をつくる力を育てるとともに、コミュニケーション能力の向上に取り組むことにより、いじめの未然防止に努めます。

エ 学校は、児童生徒がいじめの問題を自分のこととしてとらえ、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、具体的な実践事例の提供や、道徳教育に関する教職員の指導力向上のための施策を推進します。

オ 保護者は、子どもの教育において第一義的責任を有するものであり、児童生徒がいじめを行うことのないよう、自他の命を大切にする心や他を思いやる心を育て、規範意識を身に付けさせること等に努めます。

カ 地域には、学校、家庭と連携し、社会全体で児童生徒を見守り、育てていく役割が期待されます。そのため、地域、学校、家庭が連携して、児童生徒の様々な体験活動や人と関わり合う活動を支援します。

キ 子どもの健全育成に関わる諸機関は、その役割を認識し、互いに連携していじめを「しない」「させない」「見逃さない」社会をつくります。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付くことが必要です。

ア 学校及び教育委員会は、定期的な調査や教育相談体制の充実を図り、児童生徒が相談しやすい環境を整え、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えます。また、デジタル技術を活用し、児童生徒の心の変化を察知する体制を整えます。

イ 学校及び教育委員会は、教職員がいじめに対する認識を深め、指導力を高

めるため、研修等を充実させます。

ウ 学校は、ささいな兆候であっても、いじめではないかと疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することに努めます。

エ 保護者は、児童生徒がいじめを受けた場合は、児童生徒をいじめから守るために適切な措置を、学校、関係機関等と連携して行います。

(3) いじめへの対処

ア 学校は、いじめがある又はいじめの疑いがあると認知した場合、直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともに、事実関係を教育委員会に報告します。

イ 学校は、いじめたとされる児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援するための必要な措置を講じます。

ウ 学校は、いじめたとされる児童生徒の保護者に対し、学校と連携した事態解決への協力を求めるとともに、継続的に助言を行います。

エ 教育委員会は、いじめを行った児童生徒に対し、学校が指導を継続しても人権侵害等のいじめ行為を繰り返す場合には、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法（昭和22年法律第26号）第35条第1項の規定に基づき、当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒やその他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするための必要な措置を講じます。

オ 教育委員会は、学校のいじめへの対応や問題の解決に向けて、指導助言を行い、適切に措置が講じられるよう支援します。

(4) 関係機関との連携

ア 学校は、組織的な対応を図るとともに、事案に応じ、家庭、教育委員会への連絡や相談、関係機関との連携を行います。

イ 学校及び教育委員会は、警察や児童相談所等と適切に連携し、情報共有を図ります。

ウ 学校及び教育委員会は、教育相談の実施に当たり必要に応じて、関係機関との連携を図ります。

第2 いじめ防止等のために市が実施する施策

1 いじめ防止等のための組織の設置

(1) 長久手市いじめ問題対策連絡協議会

ア 法第14条第1項の規定に基づき、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、いじめの防止等に関する機関等により構成される、「長久手市いじめ問題対策連絡協議会」（以下「協議会」という。）を設置します。

イ 協議会は、教育委員会及び学校と関係機関の連携を図り、関係機関が行ういじめの防止等の取組に関して連絡調整等を行います。

(2) 長久手市いじめ問題専門委員会

ア 法第14条第3項の規定に基づき、学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、教育委員会に専門的な知識及び経験を有する第三者で構成する付属機関として「長久手市いじめ問題専門委員会」を設置します。

イ 長久手市基本方針に基づくいじめの防止等のための施策に関する調査研究等を行います。

ウ 法第28条第1項に規定する「重大事態」に係る調査を行う必要が生じた場合には、この付属機関により調査を行います。

2 基本的施策

(1) 相談体制の整備

ア いじめの未然防止に向け相談体制の充実を図ります。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心の相談員、教員経験者や警察官経験者、弁護士等を学校へ派遣し、具体的な悩みや不安に応え、専門的な立場から適切な助言を行い、児童生徒の心のケアに努めます。

イ カウンセラーや職員が直接対応する相談体制を整備し、教育全般に関する相談に対応します。また、児童生徒から活用されるよう、自らの取組を積極的に周知します。

(2) 家庭、地域との連携

ア PTAや地域の関係団体との連携や学校、家庭、地域が連携する体制を構築します。

イ 保護者が、法に規定された保護者の責務等を踏まえて子どもの規範意識を養うことができるよう、保護者を対象とした啓発活動や相談窓口の設置など、家庭への支援を行います。

(3) 教職員の資質の向上

教職員によっていじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教育の各分野の優れた指導者を招へいし、教職員の指導力向上に向けた研修の充実を図ります。

(4) インターネット上のいじめに対する対策の推進

ア 児童生徒に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図ります。
イ 児童生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行います。
ウ インターネット上のいじめの防止と効果的な対処ができるよう、関係機関等と連携して保護者に資料等を配布するなど、必要な措置を講じます。

(5) 広報、啓発活動

「いじめをしない、させない、見逃さない社会」の実現を目指すため、あらゆる機会を通じて、いじめの防止等についての広報、啓発活動を行います。

(6) 学校評価・教員評価の留意点

いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであり、学校評価、教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、学校におけるいじめ防止等のための取組状況を評価項目に位置付けるよう、各学校に対して必要な指導・助言を行います。

第3 いじめ防止等のために学校が実施する施策

1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、法第13条の規定に基づき、「いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの防止等のための対策を行います。策定した「いじめ防止基本方針」については、ホームページなどで公開します。

2 いじめの防止等の対策のための組織

教職員で構成した「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、小さな予兆や懸念、

児童生徒からの訴えを特定の教職員が抱え込まないよう組織で対応します。また、必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家が参加しながら、いじめ問題の解決にあたります。

3 いじめ防止等の取組

- (1) いじめはどの児童生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめの問題を自分のこととしてとらえ、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、道徳教育を推進します。
- (2) アンケート調査や教育相談の実施、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定め、児童生徒からの相談に対して、教職員等が迅速に対応します。
- (3) 各学校におけるいじめの防止等のための取組について、学校間で情報交換を行うなど、学校相互間の協力体制の充実を図ります。
- (4) 児童生徒に基本的生活習慣の定着を図り、教職員や友人と信頼できる関係を構築できるよう指導を行います。
- (5) 人間関係、集団づくりの推進を図り、児童生徒のコミュニケーション能力の向上に取り組みます。
- (6) 規範意識の育成を図り、学校やクラスの規則を守ることができるように指導を行います。
- (7) 体験活動の推進を図り、互いを認め尊重する中で、自己肯定感や充実感を感じられる学校づくりに努めます。
- (8) いじめが「解消している」状態は、少なくとも次の2つの要件が満たされている場合とします。
 - ① いじめに係る行為が止んでいること
 - ② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこといじめが解決に至っていない段階では、いじめを受けた児童生徒を守り通し、その安全・安心を確保します。また、いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にありうることを踏まえ、いじめを受けた児童生徒及びいじめを行った児童生徒について、日常的に注意深く観察します。

第4 重大事態への対処

1 対処方針

文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づき対処することを基本とします。

2 教育委員会又は学校による調査

(1) 重大事態の定義

法 第28条第1項

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

ア 法第28条第1項第1号に定める「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断します。例えば、次のような場合が想定されます。

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

イ 法第28条第1項第2号に定める「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、30日間を目安とします。ただし、いじめを受けた児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、児童生徒の状況等により判断します。

ウ 児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告、調査等にあたります。

エ 重大事態は、「いじめにより重大な被害が生じた疑い」又は「いじめにより不登校を余儀なくされている疑い」がある段階を指します。これらの疑いが生じた段階から、調査の実施に向けた取組を開始する必要があります。

(2) 重大事態の報告

- ア 学校は、重大事態と判断した場合、速やかに教育委員会に報告します。教育委員会は、重大事態の発生を市長に報告します。
- イ 教育委員会は、文部科学省に対して重大事態の発生報告を行います。

(3) 調査の目的

- ア 重大事態の調査は、いじめを受けた児童生徒の尊厳を保持するために、いじめにより対象児童生徒が重大な被害を受けるに至った事実関係を可能な限り明らかにし、当該重大事態への対処（対象児童生徒への心のケアや必要な支援、いじめを行った児童生徒や何らかの関わりのある児童生徒に対する指導及び支援等）及び同種の事態の再発防止策（学校及び教育委員会が今後取り組むべき対応策）を講ずることを目的に行うものです。
- イ 登校に係る重大事態が発生し、いじめを受けた児童生徒が欠席を余儀なくされている場合には、いじめを受けた児童生徒の学校復帰や学びの継続に向けた支援につなげることも目的に含まれます。
- ウ この調査が、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではないことは言うまでもなく、この調査における調査結果が直接法律上の権利義務に影響を与えるものではありません。
- エ 以上のことについて、学校関係者、教育委員会、調査に携わる専門家や第三者及び関係している児童生徒の保護者が共通認識をもって取り組めるよう、調査開始前からこれら調査に関わる者の理解を得る取組を行う必要があります。

(4) 調査の主体、組織、方法等

- ア 教育委員会は、学校から「重大事態」の報告を受けた場合、その事案の調査を行う主体や調査組織について判断をします。
- イ 不登校に係る重大事態については、いじめを受けた児童生徒の学校復帰や学びの継続に向けた支援につなげることも調査の目的としていることから、原則として学校主体で調査を行うものとします。
- ウ 学校が調査主体となる場合は、校内に設置している「いじめ・不登校対策委員会」を母体として調査や対応を行います。「いじめ・不登校対策委員会」には、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー

等の専門家を含むものとします。教育委員会は、学校の調査及び対応を指導、助言するとともに、人的措置も含め支援を行います。

エ 学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施します。

オ 教育委員会が調査を行う場合は、長久手市いじめ問題専門委員会が調査を行います。

カ 調査実施前に、いじめを受けた児童生徒及び保護者並びにいじめを行った疑いのある児童生徒、何らかの関わりのある児童生徒及びその保護者に対して事前の説明を行います。

(5) 調査結果の取扱い

ア 学校又は教育委員会は、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及び保護者に対し、事実関係その他の必要な情報提供を適切に行います。これらの情報の提供にあたって学校又は教育委員会は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。

イ 調査結果について、教育委員会を通じて市長に報告します。

ウ 調査結果は、事案の内容や重大性、いじめを受けた児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案し、特段の支障がなければ公表します。

エ 調査によって確認された事実関係は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者への継続的な支援、いじめを行った児童生徒及びその保護者への指導又は助言等に活用することにより、同様の事態が発生することのないよう、指導の改善に活用します。

3 市長による再調査及び措置

(1) 調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、付属機関を設けて調査を行う等の方法により、法28条第1項の規定による調査結果について調査（以下「再調査」という。）を行います。

(2) 市長は、再調査を行った場合、その結果を市議会に報告します。議会に報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに対して

は必要な配慮を確保します。

- (3) 市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る「重大事態」への対処又は同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じます。

第5 その他いじめの防止等のための対策に関する事項

- (1) 教育委員会は、長久手市基本方針に定めるいじめの防止等の取組が実効的に機能しているかを、必要に応じて検証し、見直しを行います。
- (2) 学校は、いじめの防止等に向けた取組について、学校評価を用いる等の方法で検証し、その結果を教育委員会、保護者及び地域に報告します。